

# 千曲川流域下水道水質保全要領



# 千曲川流域下水道水質保全要領

## 第1 趣 旨

この要領は、千曲川流域下水道の水質保全及び下水道施設の機能の保全を図るため、千曲川流域下水道維持管理要綱に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

この要領及び要領に基づき定められた手引きにおいて次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 流域下水道管理者

千曲川流域下水道管理者

(2) 公共下水道管理者

千曲川流域下水道関連公共下水道管理者

(3) 下水道管理受託者

流域下水道管理者より千曲川流域下水道の維持管理を委託されている者

(4) 要綱

千曲川流域下水道維持管理要綱

(5) 特定事業場等

下水道法第12条の2に定める特定施設を設置する事業場又は条例によって除害施設の設置を義務づけられている事業場

(6) 悪質下水

汚水排除基準に適合しない汚水

(7) 処理困難物質

下水道法施行令第9条の4第1項の各号に掲げる物質

(8) 有害物質

処理困難物質のうち下水道法施行令第9条の4第1項第1号から第27号に掲げる物質

(9) 共同立入検査

下水道法第13条に基づき公共下水道管理者が行う立入検査に流域下水道管理者及び下水道管理受託者が立会うものとし、流域下水道管理者は、「様式第3号」により確認を行う

## 第3 事業場排水対策委員会の設置

- 1 この要領を適正に運用するための協議機関として要綱第24の趣旨に基づき、「事業場排水対策委員会」を設置する。
- 2 委員会の規約等については、別に定める。
- 3 事業場排水対策委員会で協議した事項のうち重要な事項は維持管理運営協議会幹事会へ諮るものとする。

4 事業場排水対策委員会では次に掲げる事項を協議する。

- (1) 立入検査の標準的な目標
- (2) 特定事業場等の立入検査計画の調整
- (3) 流域下水道幹線管渠及び公共下水道管渠への流入汚水調査計画
- (4) 共同立入検査計画
- (5) 異常排水判定基準
- (6) 事業場排水対策の指針となる要領、手引の策定
- (7) 届出書審査指導に係る指導方法の検討及び届出書類作成案内資料作成
- (8) 事業場排水の接続促進及び悪質下水流入防止のための広報資料作成
- (9) 情報交換、技術研修及び調査研究
- (10) その他要領運用上必要な事項

#### 第4 除害施設の設置等の指導協議

- 1 公共下水道管理者は、下水道法又は公共下水道条例に基づき除害施設を設置する事業者からBOD又はSSの1日当たりの負荷量が300kgを超える高負荷有機性排水若しくは処理困難物質含有排水に係る届出を受理した場合は必要に応じて流域下水道管理者に協議するものとする。
- 2 流域下水道管理者は、前項の協議があった場合は届出内容の審査及び事業場内の除害施設の調査等に協力するものとする。

#### 第5 立入検査結果の報告

公共下水道管理者は、特定事業場等の立入検査結果について、実施した月の翌月末までに「様式第1号」により流域下水道管理者へ報告するものとする。

#### 第6 特定事業場等の立入検査計画の報告

公共下水道管理者は、事業場排水対策委員会の協議に基づき年間の特定事業場等立入検査計画を定め、毎年4月末日までに「様式第2号」により流域下水道管理者に報告するものとする。

#### 第7 行政指導の手引

公共下水道管理者及び流域下水道管理者は、汚水の排除が不適正に行われている場合には、「汚水排除不適正事業場に対する行政指導の手引」によりその改善を指示するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 千曲川流域下水道上流処理区水質保全要領及び千曲川流域下水道下流処理区水質保全要領は平成12年12月31日をもって廃止する。
- 2 この要領は、平成13年1月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成23年2月18日から適用する。
- 4 この要領は、平成27年4月1日から適用する。
- 5 この要領は、令和元年6月1日から適用する。



(様式第2号)

令和 年度 特定事業場等立入検査計画書

立入検査区分		対象事業場数	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		合計	
			一般	水質	一般	水質	一般	水質	一般	水質	一般	水質
特 定 事 業 場	有害物質排出	50m <sup>3</sup> /日以上										
		50m <sup>3</sup> /日未満										
	その他	50m <sup>3</sup> /日以上										
		50m <sup>3</sup> /日未満										
その他の事業場	1000m <sup>3</sup> /日以上											
	1000m <sup>3</sup> /日未満 500m <sup>3</sup> /日以上											
	500m <sup>3</sup> /日未満											
合計												

注：1 処理困難物質のうち、有害物質とそれ以外の処理困難物質を同時に排出する事業場は有害物質排出事業場として計上すること。

2 その他の事業場は、特定事業場には該当しないが条例によって除害施設の設置を義務づけられている事業場をいう。

(様式第3号)

令和 年度 特定事業場等共同立入検査確認票

千曲川流域下水道事務所

検査年月日		処理分区		
事業場名		所在地		
立入者		事業場 立会者		
特定施設番号		排除先	公共河川	公共下水道
特定施設等の内容 (除害施設の内容)			排除量	平均 最大 m <sup>3</sup> /日
確認項目		チェック欄	備考	
<b>申請書類</b>				
・特定施設等に係る届出をおこなっているか(公共下水道使用開始届、特定施設設置届、特定施設使用届等)				
・その他				
<b>特定施設等の状況(特定施設 or 除害施設)</b>				
・使用状況(用途、使用時間等)				
・設置台数				
・維持管理状況				
・施設の維持管理記録				
・維持管理頻度				
・有害物質、汚泥等の処理状況				
・その他				
<b>水源及び下水排除の状況</b>				
・使用水の状況 (上水道、地下水、その他の水源)				
・水質管理責任者を選任しているか				
・自主排水検査の実施状況 (検査頻度、最近の検査結果等)				
・水質記録を保管しているか				
・採水場所				
・排水系統(排除先)				
・その他				
<b>特記事項</b>				